

## 入札監理小委員会の審議結果報告 「独立行政法人国民生活センター相模原事務所の研修宿泊施設等運営業務」

独立行政法人国民生活センター相模原事務所の研修宿泊施設等運営業務について、当該民間競争入札実施要項（案）を入札監理小委員会において審議したので、その結果を以下のとおり報告する。

### 1. 事業の概要

#### (1) 事業の概要

##### ○事業概要

独立行政法人国民生活センター相模原事務所（管理・研修棟、宿泊棟）における研修受入・宿泊窓口業務、宿泊室の清掃業務、食堂の運営及び自動販売機の管理・運営業務

##### ○実施施設

独立行政法人国民生活センター 相模原事務所

##### ○事業期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日（5期目）

##### ○事業の目的

研修・宿泊者への対応、施設貸出業務及び食堂、自動販売機の運営業務を通して、快適な施設利用を可能にするとともに、研修・宿泊・食堂施設における公共サービスが円滑に実施されるようにすること。

#### (2) 選定の経緯

「独立行政法人整理合理化計画の策定に係る基本方針（平成19年8月10日閣議決定）」に基づいて、独立行政法人の見直しが行われ、当委員会「施設・研修等分科会」及び有識者の会議においてヒアリングが行われた結果、本事業を市場化テストの対象として選定することとなり、「公共サービス改革基本方針」（平成19年12月24日閣議決定）別表に記載された。

### 2. 事業の評価を踏まえた対応について

【論点1】入札説明会に参加したものの入札には参加しなかった民間事業者へのヒアリングで出た意見（①、②及び③）について、どのような対応をするのか。

①書類の作成が提出期限までに間に合わない。

②仕様書に記載されている全ての内容を請け負うことができない。

③収益が確保できず管理費が膨らんでしまう。

【対応1】①入札公告を11月上旬に早め、公告期間を32日から38日に延長する。

【資料1—2—2 10/69頁】

②食堂及び自動販売機の運營業務仕様書において、業務内容全てを受託者のみで担えない場合は、入札参加共同企業体又は再委託で運営する旨を記載した。また、年間の見込みの食事数を減らし、外部利用者に対する食事の販売価格の設定を民間事業者ができるようにするとともに、経費を一部無償とし、民間事業者の負担を軽減させた。【資料1-2-2 29、30/69頁】

③前期（4期）は、新型コロナウイルス感染症の影響から施設の利用が少なかったために収益の確保ができなかったものの、今期（5期）は、当該事業全体で民間事業者が営業努力を行うことで、施設利用が増加し、食堂利用者の増加も見込まれるので、収益を上げることができると思われる。

【論点2】同業の他民間事業者への積極的な声かけは、具体的にどのように取り組むのか。

【対応2】これまでと同様に、民間事業者に対し電話及びメールにて、市場化テスト実施の告知、パブリックコメント及び入札の参加検討を依頼している。

また、国や他の独立行政法人等で給食（食事提供）業務を受託している民間事業者を調査し、声かけする予定。

### 3. その他の修正変更について

- 業務名称を「研修宿泊関係業務」から「研修宿泊施設等運營業務」に変更し、業務内容が分かるようにした。
- センターの研修業務等以外の目的による宿泊施設利用の年間稼働率及び徴収金額を修正した。【資料1-2-2 6、8/69頁】
- センターの研修業務等以外の目的による研修施設利用の年間稼働率及び徴収金額を修正した。【資料1-2-2 6、8/69頁】
- 新型コロナウイルス感染症等、不測の事態等により長期に渡って研修施設が使用できない時は、貸出対象の利用室数についてセンターと協議する旨を記載した。【資料1-2-2 7/69頁】
- 新たに東京都、神奈川県、埼玉県において、競争参加資格が、建物清掃、警備・受付又は給食関係業務に関する営業種目等で、A、B、C等級に格付けされている者も参加可能とした。【資料1-2-2 9/69頁】
- 業務引継ぎ期間を14日から24日に延長する。【資料1-2-2 10/69頁】
- 実施要項の企画書の内容において、財務諸表提出の項目を削除し、民間事業者の負担を軽減させた。【資料1-2-2 57/69頁】
- 税金及び社会保険料の滞納の有無の確認のため、各証明書の提出を求めた。【資料1-2-2 9、10/69頁】
- 評価項目一覧において、ワーク・ライフ・バランスに関する項目を更新し、賃上げ実施の表明の項目を追加した。【資料1-2-2 56/69頁】

#### **4. 実施要項（案）の審議結果について**

【論点1】研修受入・宿泊窓口業務における時間外とは、何時以降なのか説明が必要である。

【対応1】研修受入・宿泊窓口業務における時間外とは、平日9時00分～18時15分を除く時間帯であることを記載した。

【資料1-2-2 7/69頁】

【論点2】宿泊室の清掃の作業時間は何時から何時なのか説明が必要である。

【対応2】実績として、チェックアウトの10時からチェックインの15時の間に行われたことを記載した。

【資料1-2-2 42/69頁】

【論点3】稼働率の目標値と食事数（見込み）は整合的に設定しているのか。

【対応3】稼働率から食事数を整合的に試算できるように、直近3年間の稼働率と食事数の実績の対比を記載した。

【資料1-2-2 5、6、8、30、53、54/69頁】

#### **5. パブリックコメントの対応について**

令和5年8月17日～令和5年8月30日まで行ったところ、1者から計4件の意見が寄せられ、食堂の運営におけるメニューの変更に関して、1件の修正を行った。

【資料1-2-2 29/69頁】

以上